

**『成年後見関係事件の概況＝平成25年1月～12月＝』
名古屋家裁管内件数一覽**

『成年後見関係事件の概況』の対応資料		頁
資料1	申立件数表	1
資料2	① 終局区分別件数表（後見開始）	2
	② 終局区分別件数表（保佐開始）	3
	③ 終局区分別件数表（補助開始）	4
	④ 終局区分別件数表（任意後見）	5
資料3	審理期間別件数表	6
資料4	申立人と本人との関係別件数表	7
資料6	① 本人の男女別・年齢別件数表（男性）	8
	② 本人の男女別・年齢別件数表（女性）	9
資料7	申立ての動機別件数表	10
資料8	鑑定期間別件数表	11
資料9	鑑定費用別件数表	12
資料10	① 成年後見人等と本人の関係別件数表	13
	② 成年後見人等と本人の関係別件数表（うち法人部分）	14
資料11	成年後見制度の利用者数表	15
参考資料	後見制度支援信託利用事件数表	16

(資料1) 申立件数表					
	合計	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見 監督人選任
名古屋	1,477	1,242	166	37	32

(資料2) ①終局区分別件数表 (後見開始)							
	総計	1認容	2却下	3～5合計	3取下げ	4当然終了	5その他
名古屋	1,211	1,152	2	57	41	10	6

(資料2) ②終局区分別件数表 (保佐開始)							
	総計	1認容	2却下	3～5合計	3取下げ	4当然終了	5その他
名古屋	158	152	1	5	5	0	0

(資料2) ③終局区分別件数表 (補助開始)							
	総計	1認容	2却下	3～5合計	3取下げ	4当然終了	5その他
名古屋	36	34	0	2	2	0	0

(資料2) ④終局区分別件数表 (任意後見)							
	総計	1認容	2却下	3～5合計	3取下済	4当然終了	5その他
名古屋	32	28	0	4	3	1	0

〔資料3〕 審理期間別件数表								
	合計	1月以内	2月以内	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	6月超
名古屋	1,437	798	407	125	59	21	10	17

(資料4) 申立人と本人との関係別件数表											
	合計	本人	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	法定後見人等	任意後見人等	検察官	市区町村長
名古屋	1,439	79	95	100	554	202	182	9	25	0	193

(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数(1,437件)とは一致しない。

(資料6) ①本人の男女別・年齢別件数表(男性)										
	合計	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	65未満	70未満	70歳代	80歳以上
名古屋	539	1	24	29	53	43	52	45	132	160

(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

(資料6) ②本人の男女別・年齢別件数表(女性)										
	合計	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	65未満	70未満	70歳代	80歳以上
名古屋	827	1	12	13	36	33	25	28	180	499

(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

(資料7) 申立ての動機別件数表									
	合計	預貯金等の 管理・解約	保険金受取	不動産の処分	相続手続	訴訟手続等	介護保険契約	身上監護	その他
名古屋	2,560	1,357	101	259	232	73	371	130	37

(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため、総数は、終局事件総数(1,437件)とは一致しない。

(資料8) 鑑定期間別件数表								
	合計	1月以内	2月以内	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	6月超
名古屋	157	96	51	6	1	2	1	0

(資料9) 鑑定費用別件数表						
	合計	5万円以下	10万円以下	15万円以下	20万円以下	20万円超
名古屋	157	134	23	0	0	0

(資料10) 成年後見人等と本人の関係別件数表

	合計	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉士(嘱託)	税理士	行政書士	調停委員(嘱託)	市民後見人	その他法人	その他個人
名古屋	1,357	64	55	398	106	94	271	193	44	15	12	7	0	3	88	7

(注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

(注2) 1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数(1,338件)とは一致しない。

(資料10) 成年後見人等と本人の関係別件数表(うち法人部分)					
	合計	弁護士法人	司法書士法人	税理士法人	行政書士法人
名古屋	14	14	0	0	0

(注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。
(注2) 各数値は、弁護士、司法書士、税理士又は行政書士のうち数である。

(資料11) 管理継続中の本人数					
	合計	成年後見	保佐	補助	任意後見
名古屋	7,652	6,274	914	363	101

(注) 平成25年12月末日時点の本人数である。

(参考資料) 後見制度支援信託利用事件数表			
	合計	成年後見	未成年後見
名古屋	3	3	0